

福岡市・北九州市国家戦略特別区域における国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 19 条の 2（国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）に定める創業者の公表及び申出について

令和 6 年 11 月 15 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

福岡市・北九州市国家戦略特別区域に係る区域計画に定めようとする国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 19 条の 2 の特定事業（国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）に係る創業者を公表するとともに、当該特定事業に係る創業者として加えるよう申し出る手続を定めたので、当該手続に従い申出を受け付けます。

記

I. 区域計画に定めようとする創業者

官民人材分野

創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例（国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

- ・ 株式会社ウィズワンダー
- ・ 株式会社 Somur iX

II. 申出の手続

1. 申出をすることができる者

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・ 福岡市・北九州市国家戦略特別区域内で行う事業において、人材を確保しようとする創業者であること。
- ・ 特定事業について法令等で定められた別紙に掲げる要件を満たすこと。

2. 申出方法

（1）提出書類

申出にあたっては、次に掲げる書類を各 1 部提出してください。

（i）別記様式

- （ii）創業者に関する事項が確認できる公的書類（定款及び登記事項証明書（個人の場合にあっては、開業届の写し及び登記事項証明書（商号登記を行っている場合に限る。））その他これらに準ずると認められるもの）

※提出書類に疑義がある場合には、個別にご相談下さい。

- （iii）その他参考となる資料（任意）

(2) 提出期限

令和6年11月21日(木)17時までに必着とします。

(3) 提出先

内閣府 地方創生推進事務局内 福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議担当
(住所) 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階
(メールアドレス) i.kokkatoc@cao.go.jp

(4) 提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

(i) 電子メールの場合

別記様式の<電子データ>を添付して提出。

※ 別記様式の電子データのファイルを添付して【i.kokkatoc@cao.go.jp】まで送付してください。なお、当方より到着した旨のご連絡はいたしませんので、送付後に念のため、内閣府 地方創生推進事務局(電話 03-5510-2465)に確認のご連絡をいただけますと幸いです。

【留意事項】

- イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「福岡市・北九州市申出 事業主体名」としてください。(例: 福岡市・北九州市申出 ○○会社)
- ロ. 別記様式の電子データのファイル名は、「福岡市・北九州市 事業主体名」としてください。(例: 福岡市・北九州市 ○○会社)

(ii) 郵送等による配達又は持参の場合

別記様式を(3)提出先へ配達又はご持参ください。

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「福岡市・北九州市申出書類 在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

別記様式は、A4 サイズとし、片面印刷としてください。
(両面印刷は避けてください。)

(5) その他留意事項

- ・ 提出いただいた書類については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出期限に遅れて到着したものは、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けませんので、ご注意ください。
- ・ 内容の詳細等を確認することがありますので、別記様式には連絡先等を必ず記載してください。

3. 特定事業に係る創業者としての追加について

提出書類に基づき、1. で定めた要件を満たすものと福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議が認めた場合には、当該申出に応じるものとし、区域計画において特定事業に係る創業者として加えることとします。

※ 提出書類の記載内容に基づき、特定事業に係る創業者として加えるか審査します。そのため、要件を満たしていることが明確にわかるようにご記載ください。なお、場合により、要件への適合性等を審査するため追加の資料を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。

4. 連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

内閣府 地方創生推進内事務局 福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議担当
(電話) 03-5510-2465 (メールアドレス) i.kokkatoc@cao.go.jp

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業
官民人材	国家公務員退職手当法の特例（国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業） 〔国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 19 条の 2〕

【要件】

以下のア～ウのいずれかの者であること（産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 2 条第 31 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる者）。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始（事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始した場合を除く。）し、事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始し、その設立の日以後 5 年を経過していないもの

ウ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始し（法第 2 条第 23 項に規定する中小企業者の行為に限る。）、その設立の日以後 5 年を経過していないもの

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として上記に記載する要件のほか、福岡市・北九州市国家戦略特別区域内で行う事業において、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 19 条の 2 に定める国の行政機関の職員としての経験を有する人材の確保を行うと見込めることを考慮し、選定を行います。